

建設機械レンタル（賃貸借）単価契約書（案）

1 契約金額等 物件名：小田深山林道外3

品 名	規 格	賃貸期間 (1回当たり)	単 価
小型バックホウ	機械質量4tクラス 山積0.13m3級	30日以上	円/日
廻送料	10kmまで	—	円/回
廻送料	50kmまで	—	円/回
廻送料	70kmまで	—	円/回

2 使用に伴う燃料費等は賃借人の負担とする。

3 契約期間 契約締結の翌日から ～ 令和 8 年 3 月 13 日

4 機械引渡（返還）場所 賃借人が指示する場所

5 契約保証金 免除

6 賃貸借物件の詳細については、別紙「賃貸借物件内訳書」による。

7 特約条項 別紙 暴力団排除に関する特約条項のとおり

上記建設機械のレンタルについて、賃借人 分任支出負担行為担当官 愛媛森林管理署長 山口 正浩 と
賃 貸 人 と の 間 に
次の契約条件により、建設機械レンタル（賃貸借）契約を締結し、本契約の証として、本書を2通作成し、双
方記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

賃借人 住所 愛媛県松山市朝美2-6-32
氏名 分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 山口 正浩 印

賃貸人 住所
氏名

契 約 条 件

第1条 （年間利用計画）

賃借人は、契約締結後14日以内に、賃貸物件に係る年間利用計画を賃貸人に提示するものとする。年間利用計画には位置図を添付するものとする。

第2条 （レンタル期間）

- ① 賃貸人は、賃借人がレンタル開始日の14日前までに発行する「建設機械賃貸（レンタル等）要求書」に基づき、その都度物品を賃借人に賃貸するものとする。
- ② レンタル期間は、原則として物件を賃借人の指定場所から出荷した日より、賃借人の指定場所へ返還した日迄とする。

第3条 （物件の引渡し）

- ① 賃貸人の物件引渡しは、原則として賃借人の指定場所で、賃借人の指定する職員に対して行う。
- ② 賃借人は、物件の引渡しを受けると同時に、借受書、あるいは、受領書を賃貸人に交付する。
- ③ 物件の搬出入・運送・積み下ろしなどにもなう事故は、賃借人または賃借人の手配による場合は賃借人の責任とし、賃貸人または賃貸人の手配による場合は賃貸人の責任とする。

第4条 （物件の検収）

賃借人は、物件受領後、ただちに賃貸人の発行する出荷案内状、あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。

もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに賃貸人に連絡する。

賃貸人は、賃借人の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、代替えの物件を引渡す。

第5条 （賃貸料の請求）

賃貸人は、第2条①により賃借人が発行した「建設機械賃貸（レンタル等）要求書」に基づき賃貸した物件について、使用期間が終了した場合には「建設機械賃貸（レンタル等）要求書」毎に、賃借人に請求するものとする。

第6条 （賃貸料の支払）

- ① 賃借人は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に当該請求金額を賃貸人に対して口座振込により支払うものとする。
- ② 賃借人の都合により支払いが遅れたとき、賃貸人は期限の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号。）第8条第1項の規定により決定された率に乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第7条 （物件の保守管理）

- ① 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって物件保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。
- ② 定期点検・特定自主検査については、別途契約のない限り、賃貸人の責任と負担でこれを行う。定期交換部品（消耗品）に関しては、利用期間中の初回においては賃貸人の負担とし、2回目以降は賃借人の負担とする。
- ③ 賃借人の責に帰すことができない理由により物件の故障・破損などした場合は、賃貸人の責任と負担でこれを修理するか、代替の物件を引渡す。

第8条 （物件についての損害補償）

- ① 物件が、天災地変、その他賃借人賃貸人いずれの責にも帰すことができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については、賃借人賃貸人が協議して定める。
- ② 物件が、賃借人の使用方法・取扱いの不備などにより損傷した場合には、修理費および修理期間に応じたレンタル料金を補償金として賃借人は賃貸人に支払う。
- ③ 賃借人の過失により物件が盗難にあたり、滅失した場合は、物件と同じ同等品を賃貸人に返却するか、または、時価相当額を賃借人は賃貸人に支払う。

第9条 （損害賠償責任）

賃借人が賃貸人の物件の保管・使用に起因して（ただし、賃貸人の整備不良など賃貸人の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、賃借人の責任においてすみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。

ただし、賃貸人があらかじめ賠償責任保険を付している事故について賃貸人が保険金を受け取った場合は、その保険受取全額を限度とし、当該第三者に支払うものとする。

第10条 （保険加入）

- ① 賃貸人は賃貸物品について、契約期間中継続して賃貸人を被保険者とする動産総合保険（仕様書で別に指定している場合は当該保険）に加入するものとする。
- ② 賃借人は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を賃貸人に通知するものとする。

第11条 （契約満了時の処理と物件の返納）

- ① 契約満了により、賃貸人から物件返納の請求があった時は、賃借人はただちに物件を契約書で定める場所へ返還する。賃貸人は物件の返納を受けると同時に賃借人に受領書を交付する。
- ② 物件の返還は、賃借人賃貸人双方立ち会いのうえ行うこととする。ただし、賃借人が立ち会うことができない場合は、賃貸人の検収をもって有効とする。
- ③ 賃借人は物件を返還する時は、それが賃借人の使用方法、取扱いの不備などにより毀損した場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第8条②の定めに従い、賃借人の負担において物件を現状に復して返還するか、またはその費用を賃貸人に支払う。

第12条 （契約の解除）

下記の場合、賃借人または賃貸人は本契約を解除することができる。

- ① 賃借人または賃貸人が、本契約の違反をしたとき。
- ② 物件が盗難にあった場合、若しくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第13条 （補足）

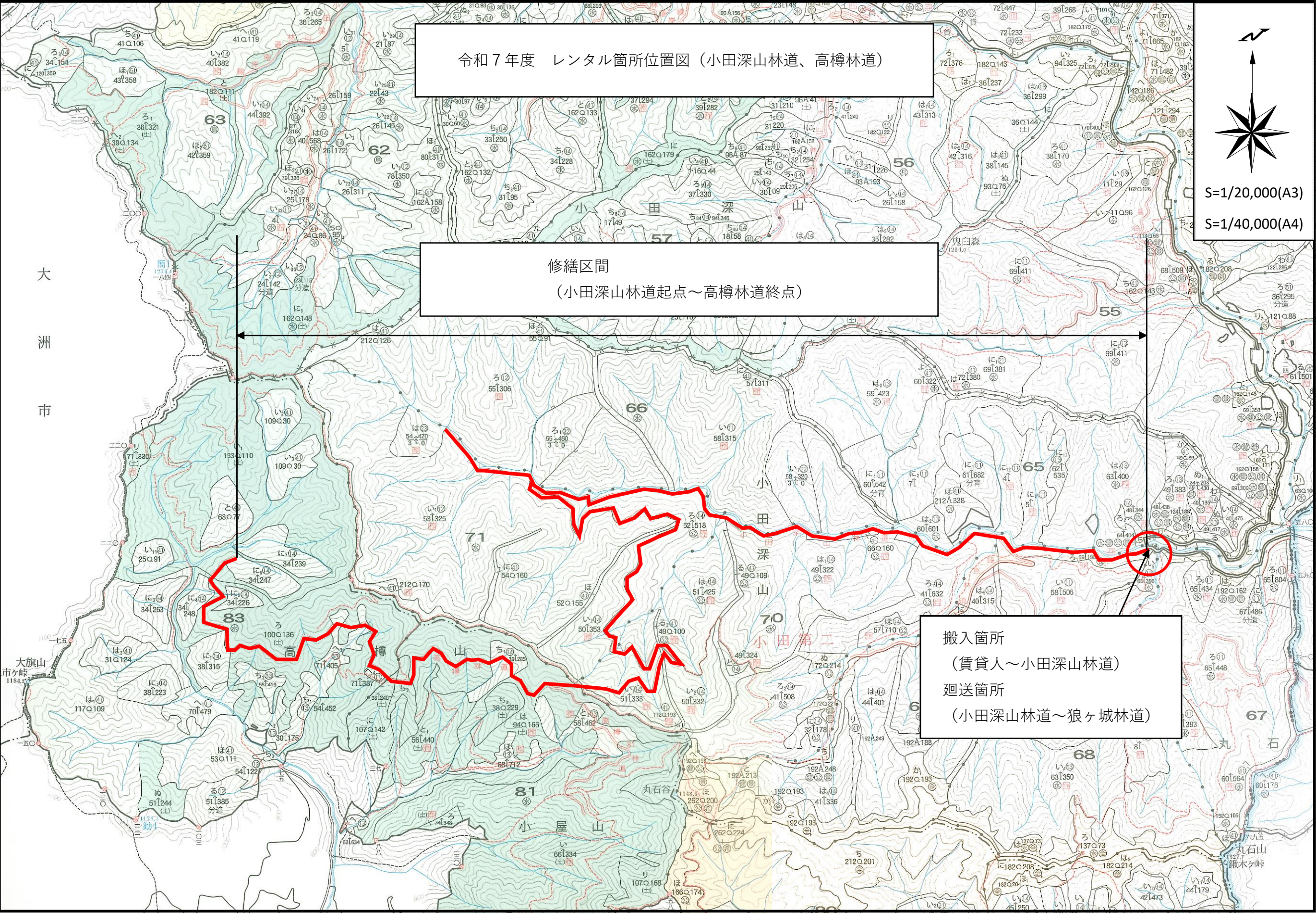
本契約に定めなき事項については、必要に応じて賃借人賃貸人協議して定めるものとする。

賃貸借物件内訳書

小型バックホウ（小田深山林道外3）

機械の名称	規 格	台数	賃貸期間	予定回数	予定使用時期	予定日数	予定期間	使用予定場所
小型バックホウ	山積0.13m3級 機械質量4tクラス/キャブ- 鉄又はゴムロータイプ 操作方式切替装置装着車	1台	30日以上	1回	①6月中旬～8月上旬	54日	自 令和7年6月16日	愛媛森林管理署 上浮穴、小田第二 森林事務所管内一円
							至 令和7年8月8日	

- 注：① 表中の「予定回数」は賃貸回数、「予定時期」は賃貸、「予定日数」は借受日から返納日までの全日数（土日祝祭日を含む）。
- ② 予定使用時期は目安であり、実際の使用時期については、契約条件の第2条①に基づく「建設機械賃貸（レンタル等）要求書」による。
- ③ 実際の回数、日数が予定回数、予定日数を下回った場合の補償は一切行わない。
- ④ 予定回数が未定のものについては、賃借人、賃貸人の都合があった場合のみ行うものとする。



令和7年度 レンタル箇所位置図（小田深山林道、高樽林道）

修繕区間
（小田深山林道起点～高樽林道終点）

搬入箇所
（賃貸人～小田深山林道）
廻送箇所
（小田深山林道～狼ヶ城林道）

North arrow pointing up and slightly right.

S=1/20,000(A3)

S=1/40,000(A4)

